

県流第316号  
令和5年8月16日

各事業者 様

岐阜県林政部県産材流通課長

令和6年度県産材利用促進関係補助事業の要望調査について（依頼）

平素は、本県行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、県産材の利用促進を図るため、公共施設等の木造化・内装木質化並びに木質ペレット等を利用する木質ボイラー及び木質ストーブ等の導入に対して支援を行っています。

つきましては、令和6年度に実施予定の下記事業による助成の希望がある場合は、別紙の事業要望調査書を作成のうえ、最寄りの県農林事務所まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は令和6年度予算要求の参考とするものであり、今後、事業内容の見直し等を含め、予算措置されない場合がありますので予めご了承ください。

また、調査書の提出があった場合、要望内容を確認するため、ヒアリングを行うことがあります。その日程等については後日ご連絡いたします。

記

1 提出書類

- (1) 公共施設木造化支援等事業関係…別紙様式1-1、1-2 ※担当：神戸  
・木の香る快適な公共施設等整備事業【森林・環境基金】  
・ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単】  
・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業【森林・環境基金】  
※様式1-2は備品導入のみ提出
- (2) バイオマス・未利用材関係…別紙様式2-1、2-2 ※担当：鍋倉  
・木質バイオマス利用施設導入促進事業【森林・環境基金】  
・県民協働による未利用材の搬出促進事業【森林・環境基金】
- (3) 産直住宅普及活動支援事業【県単】…別紙様式3 ※担当：中山

2 提出期限 令和5年9月5日（火）【厳守】

3 提出先 ・施設の所在市町村を所管する農林事務所林業課（別紙1参照）  
・県外及び複数の農林事務所にもたがる場合は県庁県産材流通課

4 その他 ・事業の内容については別添「事業概要」をご参照ください。  
・既に工事請負業者等と契約を締結している場合は対象とならないことがあります。

岐阜県林政部県産材流通課

木造建築推進室 販路拡大係 係長 中通 担当 中山(内線4367)

木造建築推進室 消費対策係 係長 中村 担当 神戸(内線4368)

資源活用係 係長 池田 担当 鍋倉(内線4363)

電話番号 058-272-8483(鍋倉)・8487(中山・神戸)

F A X 058-278-2705